|  |
| --- |
| **６０３４．納期限延長納付方法等変更(口座）** |

|  |  |
| --- | --- |
| 業務コード | 業務名 |
| ＫＺＨ | 納期限延長納付方法等変更(口座） |

１．業務概要

納税方式が納期限延長の輸入申告について、納付方法変更、即時口座引落としまたは口座番号変更のいずれかを行う。

①納付方法の変更　【処理種別：Ａ】

　・直納から口座振替への変更（税関による保留解除が必要。税関向けに帳票を出力）

　・ＭＰＮから口座振替への変更（税関による保留解除は不要）

　 ※口座振替に変更時に即時口座引落としは行わない。

②即時口座引落とし 【処理種別：Ｂ】

即時に口座引落としを行う。納期限後の場合は延滞税額の算出を行い、本税額と合わせて口座引落としを行う。

③口座番号の変更　【処理種別：Ｃ】

　口座番号欄に入力された口座番号にて自動引落としを行うように変更する。

　 ※口座番号の変更時に即時口座引落としは行わない。

２．入力者

通関業、輸出入者

３．制限事項

なし

４．入力条件

（１）入力者チェック

（Ａ）システムに登録されている利用者であること。

（Ｂ）入力された輸入申告等の番号または一括納付書番号に係る申告者であること。

（Ｂ）通関業の場合

輸入申告等を行った利用者と同一であること。

（Ｃ）輸出入者の場合

石油石炭税納税申告を行った利用者と同一であること。

（２）入力項目チェック

（Ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（Ｂ）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（３）業務実施日チェック

一括納付用明細書情報等の出力日＊１以降であること。ただし、個別納期限延長と包括納期限延長の混在の申告で個別納期限延長の受入科目及び個別納期限延長の申告は除く。

（＊１）納税方式が包括納期限延長の場合は、調査決定月の翌月８日

納税方式が特例申告納期限延長の場合は、輸入（引取）許可月の翌々月８日

（４）資金ＤＢチェック

以下のチェックを行う。

①入力された輸入申告等の番号または一括納付書番号、受入科目及び申告先税関官署が存在すること。

②輸入申告等がシステムを介して行われていること。

③一括納付書番号が入力された場合、申告等区分コードが５：賦課決定（旅具キャッシュレス納付（口座振替））でないこと。

④削除対象とする旨が登録されていないこと。

⑤受入科目コードが入力された場合、入力された受入科目について納期限延長であること。

⑥受入科目コードが入力されていない場合、入力された輸入申告等の番号において納期限延長の受入科目がひとつでも存在すること。

⑤⑦対象となる受入科目について、個別納期限延長である場合は、輸入許可となっていること。

⑥⑧対象となる受入科目について、領収確認または済通登録が行われていないこと。

⑦⑨対象となる受入科目について、減額調定が行われていないこと。

⑧⑩⑧不納欠損となっていないこと。

⑨⑪納付方法の変更で一括納付書番号が入力された場合、入力された受入科目について、納付方法が口座振替以外であること。

⑩⑫納付方法の変更で輸入申告等の番号が入力された場合、入力された申告の納付方法が口座振替以外であること。（収納済みの受入科目の納付方法は含まない）

⑪⑬納付方法の変更で特例申告即納と特例申告納期限延長が混在する輸入申告等の番号が入力された場合は、特例申告即納が収納済みとなっていること

⑫⑭納付方法の変更以外の場合、入力された受入科目について、納付方法が口座振替であること。

⑬⑮納付方法の変更以外で輸入申告等の番号が入力された場合、一括納付対象でないこと。

（５）口座関連チェック

口座番号が入力された場合は、入力された口座番号に対して以下のチェックを行う。

①口座番号が口座ＤＢに存在すること。

②通関業者口座の場合は、入力者が口座ＤＢに登録されている口座名義人と同一であるか、または口座名義人に代わる利用可能者として口座利用可能者ＤＢに登録されていること。

③輸入者口座の場合は、資金ＤＢに登録されている輸入者が口座ＤＢに登録されている口座名義人と同一であるか、または口座名義人に代わる利用可能者として口座利用可能者ＤＢに登録されていること。ただし、国内用輸出入者ＤＢにて輸出入者コードと法人番号が紐づいて登録されている場合は、相互に変換してチェックを行う。

（６）納付方法変更口座管理ＤＢチェック

入力された輸入申告等の番号または一括納付書番号及び受入科目が存在する場合、「納期限延長納付方法変更(口座)保留解除（ＣＫＺ）」業務実施済みの旨が登録されていること。

５．処理内容

（１）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（２）延滞税額算出処理

即時口座引落としでかつ、納期限日を過ぎていた場合は、延滞税額算出処理を行う。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙Ｆ０１「収納関連処理」の「延滞税額算出処理」を参照。

（３）納付方法変更処理

納付方法がＭＰＮの場合は、以下の処理を行う。

（Ａ）資金ＤＢ処理

納付方法がＭＰＮの場合は、以下の処理を行う。

①入力された輸入申告等の番号または一括納付書番号及び受入科目に係る納付方法を口座振替に変更する。

②輸入申告等の番号が入力された場合、当該輸入申告等の全ての受入科目を口座振替に変更する。なお、当該輸入申告等に一括納付対象の受入科目がある場合は、個別管理対象に移行する。

③一括納付書番号が入力された場合は、当該一括納付書（受入科目単位）の全ての枝番を口座振替に変更する。

（Ｂ）ＭＰＮ納付ＤＢ処理

納付方法がＭＰＮの場合は、入力された輸入申告等が属していた納付情報に対し、以下の処理を行う。

（ａ）入力内容を反映した結果、税額がある場合

①当該納付情報を入力内容で更新した、新納付情報を作成する。

②新納付情報に対して納付番号及び確認番号を払い出す＊２。

③当該納付情報に削除対象とする旨を登録する。（請求金額変更）

（＊２）一括納付書番号（枝番を除く）及び受入科目が同一のものを１の納付番号とする。なお、消費税と地方消費税は１の納付番号にまとめる。

（ｂ）入力内容を反映した結果、税額がない場合

当該納付情報に削除対象とする旨を登録する。（取消し済み）

（Ｃ）納付方法変更口座管理ＤＢ処理

納付方法が直納の場合、入力内容を納付方法変更口座管理ＤＢに登録する。

（４）リアルタイム口座処理

即時口座引落としの場合は、以下の処理を行う。

①納付番号及び確認番号を払い出し、資金ＤＢの税科目毎に納付すべき税額を合計した金額をＭＰＮ納付ＤＢに登録する。

②リアルタイム口座引落とし処理中の旨を資金ＤＢ等に登録する。

③口座番号が入力された場合、入力された口座番号で口座引落とし要求電文をリアルタイム口座用Ｗｅｂサーバ向けに送信する。

④口座番号が入力されなかった場合、資金ＤＢに登録されている口座番号で口座引落とし要求電文をリアルタイム口座Ｗｅｂサーバ向けに送信する。

（５）口座番号変更処理

口座番号の変更の場合、資金ＤＢに登録されている口座番号を入力された口座番号で更新する。

（６）注意喚起メッセージ出力処理

以下の条件の場合は、注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。

①納付方法の変更で、当初納付方法が直納の場合、税関による納付方法の変更に対する保留解除が行われた後、納期限日に自動引落としが行われる旨を出力する。

②納付方法の変更で、当初納付方法がＭＰＮでかつ業務実施日が納期限日の前日以前の場合、納期限日に自動引落としが行われる旨を出力する。

③即時口座引落としの場合、口座引落とし処理が行われた旨を出力する。

④口座番号の変更でかつ業務実施日が納期限日の前日以前の場合、変更後の口座番号にて納期限日に自動引落としが行われる旨を出力する。

（７）出力情報出力処理

　　　　後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

６．出力情報

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
| 処理結果通知 | なし | 入力者 |
| 納付方法変更保留通知情報 | 直納からの納付方法変更の場合 | 税関（収納担当部門） |
| 納付番号通知情報（一括） | 輸入申告等の番号が入力された場合に、当該輸入申告等が属していた納付情報の税額が変更となった場合 | 入力者 |